

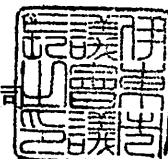
第4号様式 (第4条関係)

情報一部公開決定通知書

伊 議 第 3 号
平成30年4月10日

伊東市宇佐美403-2
森 篤 様

伊東市議会議長 井戸 清



平成30年4月4日付けで請求のあった情報の公開については、伊東市情報公開条例第9条第1項の規定により次のとおり公開することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

情報の名称	平成30年3月8日開催 常任観光建設委員会・常任総務委員会連合審査会要点記録
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送)
公開の日時	平成30年 〆 月 〃 日
公開の場所	伊東市役所低層棟3階 議会事務局
公開しない部分	傍聴人氏名
公開しない理由	伊東市情報公開条例第6条第1号に該当
※公開しない部分の情報を公開することができる期日	年 月 日
手数料	<input checked="" type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 (円)
費用	<input checked="" type="checkbox"/> 写し作成 (44枚 440円) <input type="checkbox"/> 送付 (円相当の切手)
担当	議会事務局 議会総務係 山田 電話 0557-32-1981
備考	

- (注) 1 情報の公開を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課へ連絡してください。
3 「※公開しない部分の情報を公開することができる期日」については、あなた

常任観光建設委員会・常任総務委員会 連合審査会 要点記録

○開会日時 平成30年3月8日(木) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 12名

1番	大川勝弘君	2番	鈴木克政君
3番	長沢正君	4番	佐山正君
5番	犬飼このり君	6番	稲葉正仁君
7番	稲葉富士憲君	8番	山口嘉昭君
9番	青木敬博君	10番	浅田良弘君
11番	重岡秀子君	12番	横沢勇君

○出席議員 7名

議長	井戸清司君	議員	中島弘道君
議員	佐藤龍彦君	〃	杉本一彦君
〃	四宮和彦君	〃	鳥居康子君
〃	土屋進君		

○参考人 1名

条例制定請求代表者 佐藤 聖氏

○説明のため出席した者 18名

副市長	若山克君
〃	佐野博之君
市長戦略監	杉本仁君
企画部長兼危機管理監	中村一人君
同行政経営課長	西川豪紀君
同危機対策課長	石井英明君
総務部長	浜野義則君
同庶務課長	小川直克君
市民部長	石井裕介君
同環境課長	池谷伸弘君
観光経済部長	近持剛史君
同産業課長	平野亮君
建設部長	三輪正彦君
同建設課長	高田郁雄君

同建築住宅課長 金子 弘 康 君
同都市計画課長 長 澤 一 徳 君
上下水道部長 高 橋 一 也 君
同水道課長 白 鳥 謙 治 君

○出席議会事務局職員 4名

局 長 松 永 勝 由 局長補佐 富 岡 勝
係 長 山 田 恵 理 子 主 事 山 田 拓 己

○会議に付した事件

- 1 委員席の指定
- 2 市議第27号 国際観光温泉文化都市伊東における太陽光発電設備設置事業に関する条例
市議第38号 伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

○委員長（佐山 正君）開会する。

本日の案件が付託されている常任観光建設委員会の委員長である私が、連合審査会の委員長の職務を行うので、よろしく願います。

暫時休憩する。

午前10時 休憩

午前10時 再開

○委員長（佐山 正君）休憩前に引き続き、会議を開く。

■■■■氏ほか3名から本連合審査会を傍聴したいとの申し出がある。

この際、お諮りする。傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐山 正君）異議なしと認め、さよう決定した。

傍聴者の入室を許可する。

暫時休憩する。

午前10時 1分休憩

午前10時 1分再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

傍聴人にあらかじめ申し上げる。

地方自治法第130条第1項及び伊東市議会傍聴規則第13条の規定を準用し、傍聴人は静

肅を旨とし、議事について拍手などにより可否を表明し、または騒ぎ立てる等の行為は禁止されているので、協力願う。

○委員長（佐山 正君）日程第1、委員席の指定を議題とする。

お諮りする。委員席は、ただいま着席のとおり決定することとしたい。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐山 正君）異議なしと認め、さよう決定した。

暫時休憩する。

午前10時 2分休憩

午前10時 3分再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

○委員長（佐山 正君）日程第2、市議第27号 国際観光温泉文化都市伊東における太陽光発電設備設置事業に関する条例及び市議第38号 伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例、以上2件を一括議題とする。

この際、お諮りする。付託議案の説明は、既に本会議において終了しているので、委員会における説明は、これを省略したい。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐山 正君）異議なしと認め、さよう決定した。

本日は、市議第27号 国際観光温泉文化都市伊東における太陽光発電設備設置事業に関する条例について意見を聞くため、参考人に出席願っている。

委員にあらかじめお願いする。参考人への質疑に際しては、各委員の価値判断を参考人に押しつける、または追及調の発言をするなど、礼を失することがないように心がけるとともに、疑問点を明らかにする観点から発言をお願いする。

なお、後ほどの当局側への質疑を円滑に行うため、当局も出席しているので、あらかじめ承知おき願う。

それでは、参考人に入室願う。

〔参考人入室〕

本日、出席願った参考人を紹介する。

国際観光温泉文化都市伊東における太陽光発電設備設置事業に関する条例制定請求代表者の佐藤聖氏である。

この際、参考人に一言ご挨拶する。

本日は、ご多忙中にもかかわらず、本連合審査会に出席いただき感謝する。連合審査会を代表して心からお礼申し上げるとともに、忌憚のない意見を述べられるようお願いする。

なお、委員の質疑に答える際には、委員長の許可を得てから、意見を求められた事項に限定して発言し、委員に対しては質疑できないことになっているので、了承願う。

参考人におかれては、先般の臨時会において意見陳述をいただいているので、直ちに市議第27号 国際観光温泉文化都市伊東における太陽光発電設備設置事業に関する条例について、参考人に対する質疑に入る。発言を許す。

○7番（稲葉富士憲君）まず、私から全般的な条例の趣旨等について伺う。この条例提案に至った経緯を見てみると、伊豆高原地域において巨大な太陽光発電所を設置するとの計画が持ち上がり、これに反対する市民が立ち上がり、反対運動を展開し、それを受ける形で本条例が提案されてきたと思う。つまり、巨大な太陽光発電設備は排除したいとの市民の願い、それから、反対決議等を提出する際に、必ず反対する方々が言っていたのは、太陽光発電設備自体に反対しているわけではない、再生可能エネルギーを推進する立場から、それ自体を妨げようとする意図はない、ただ、余りにも巨大な太陽光発電所は、市民に対して大きな影響を与えかねないので反対する、との立場が明確に示されていた。

その観点から、提案された条例を見てみると、建築物に建設する場合を除き、10キロワット以上、面積にして約50㎡の規模の太陽光発電設備を一律に許可制度の対象とすることになっていて、このことを考えると、10キロワットのは小規模と言えるのではないか。その10キロワットの小規模な太陽光発電設備から、大規模な設備でも、条件が整えば許可してしまうとの条例に思えるが、市民の意図とややずれているように思われるが、この辺はどう考えるのか。

重ねて言うと、提案条例の第8条の規定では、規制対象とする地域、保全地区を市長の判断において変更、解除できるような規定を置かれていて、許可制度の対象となる地域が市長の判断によって自由に変更可能のようにとれる。そうすると、市長によっては許可制度から抜けてしまう地域が大量に出てしまい、この太陽光発電設備を規制するという意図が、全く働かなくなる可能性が出てくると思うが、これもまた市民の意図には即していないように思われる。条例の意図としてどのようなことを考えているかを伺いたい。

○参考人（佐藤 聖君）では、まず1点目、10キロワット以上とのことであるが、これは営業用の発電設備について全て規制をかけるとのことである。それは市民の意図に反していないと私は思っている。

質問ではないが、その前段で、伊豆高原の反対とのかたちを受けてと言われたが、それは、私

は5,000名近く、4,766名の法定署名を集めたわけであるが、半分は伊豆高原だと思うが、その他半分は旧市街と言われている地域である。旧市街も、私の力がなかったので、あの程度となったわけであるが、もっと人数等をかければ、もうほとんど反対、関係者以外は皆反対だと私は理解している。

2点目、第8条、市長の意図で保全地区外の設置事業について、保全地区の指定を変更することができるのことも書いてあるが、私は、これは市議会の議員の皆様によく議論いただくためのたたき台の条例として出したもので、その前をよく見ていただくと、伊東市は伊東市全域を景観計画区域に指定している。景観計画区域は全て許可地域である、許可制度の対象に入るとのことであるので、実はこの届出地域は、實際上、この条文は蛇足のようなものというか、議員の皆様がご議論いただくための参考として、余計な条文をあえて削らないまま載せてあったもので、実際上はこの条文は削っても全く差し支えがないものだと思っている。

○委員長（佐山 正君）参考人に申し上げる。発言の際は挙手をお願いしたい。もう一度確認のためお願いします。

○7番（稲葉富士憲君）とりあえず第8条の部分について述べると、第8条を読むと、保全地区の指定変更と解除はできるとなっているので、現在は景観計画に従って市全域が保全地区になるわけであるが、市長の判断によってはこれを景観計画に従わず、ある一定の部分について保全地区を除外するようなことが可能だと受け取れるわけである。

そうすると、現在の小野市長はこの巨大太陽光発電設備に反対する立場にいるので、これを変えることはないと思うが、例えば市長がかわったような場合に、この保全地区を大きく削り、そこに巨大な太陽光発電設備を建設するおそれもある。現在の状態を言っているのではなくて、将来的なことについて述べているわけである。その辺についてはどう考えるのか。

○参考人（佐藤 聖君）まず、第8条から第12条までは削ってもよいと先ほども申し上げた。そして、小野市長がメガソーラーについて反対だと言われているとのことであるが、私は、言葉では反対だと言われているが、実際の行動については、そのように理解していない。将来のことについては、これは議員の皆様が決めることだと思っている。

○7番（稲葉富士憲君）議員の皆様と言われたが、市長の判断において変更できるような規定になっているので、議員のチェックが及ばないことになるのではないかと。

そして、当初から第8条から第12条までを削ってしまう条例を提案することは、制定自体を考えていないと思われるが、それは佐藤参考人は、この条例を提案する意図がないとも受け取れるが、どうか。

○参考人（佐藤 聖君）9月の市議会において、市当局の答弁として、条例を制定する気がないとはっきり、市の部課長のどなたかが言われていたと思う。そして、それは私が聞くところ、

市議会議員の皆さんが行政手続条例を理解していないことを前提とした答弁だと思って、このような市当局は、とんでもないと私は思った。

そして、そのことが、メガソーラーに反対であることと、行政手続条例に対して市議会議員の皆様が知らないということを経験した答弁は、市の当局の答弁として非常に不適切だと思った。そのことが、私が条例を提案した大きな理由である。そのことは条例制定請求要旨に書いてあるものである。

○9番（青木敬博君）壇上でも、不必要な条項を入れてある、明確に直さなければいけない部分もあると言われた。そのことをわかっていて署名を集め、その署名をしてくれた人は、最初から間違っているとしても出すとのことを認可した上で署名していたと考えているのか。署名した人は、間違えているが、たたき台としてもらうために出すとのことをわかっていて、そっち側に署名をしたとすることなのか、それとも、この条例が完全に機能すると思って、この条例に対して署名したと思うか、どちらだと思うかとの話である。

○参考人（佐藤 聖君）間違えていると思ったことは一度もない。

○9番（青木敬博君）先ほど第8条から第12条までは全く要らないと言われた。第8条から第12条までは要らないとは、そもそも書かなければよいものを書いて出してきたら、やはりそれは修正をさせなければいけない。初めから修正ありきとの話になってしまうと思うが、これは修正をさせるけれども、たたき台として出すのだとして署名を集めたのか、それとも、ちゃんと機能するものとして出したつもりなのかとの意味で聞いたものである。

○参考人（佐藤 聖君）あっても機能すると思っている。

○9番（青木敬博君）了解した。

○8番（山口嘉昭君）参考に佐藤参考人にお聞きしたい。あっても機能するとの根拠は、何があるのか、その1点だけ教えてほしい。

○参考人（佐藤 聖君）第7条第7号、景観計画の対象となっている地域は、許可地域、保全地区に置くということである。

○9番（青木敬博君）では、あっても機能するとの前提で述べるが、基本的に、先ほどの稲葉富士憲委員ともやや重複する部分であるが、10キロワット、およそ7m掛ける7mぐらい、50平米ぐらいだと自分で調べたが、それで許可申請を出させ、原状復帰もさせる、そして事業用だとの話であるが、例えば農業をしている人が、もう高齢化してしまっていて、自分たちはもう畑ができないから、農地の上に太陽光発電をつくってみて年金の足しにしようとの考え方もある。また、自由経済の世界であるので、それできちんと生計を立てようとする人がいる。総則の第1条で「調和」と使われているが、自由経済の中で、調和ではなく、やらせないとのニュアンスを感じてしまう。まず、それはあるかないかと、もし、やらせないとの意思がある場合

は、条例の制定として整合性があるかを伺いたい。

○参考人（佐藤 聖君）許可制度であるから、許可をするかしないかは市長並びに市当局の判断であり、そこは、することもあれば、しないこともある。災害などの対策をきちんとしているものについては許可する、それから20年後の対応も含めて、維持管理、その他の基準がしっかりしていれば、大きなものでも、災害を起こさないものは、許可する場合もあるだろうとのことである。

○9番（青木敬博君）許可を得れば、今、大きなものでもオーケーとの話をされていた。許可を出す部分が全部規則になっていた。規則で定める、規則で定めるという条文になっていて、その規則を決める際に、壇上で意見陳述をされたときには、150ページぐらいの技術書を、市の職員がいれば1週間ぐらいでまとめられるだろうみたいな話をされていたが、多分市の職員につくってもらいたいのだろうが、それは許可を出す、出さないの一番肝心なところである。そこを市に任すのであれば、市民案を出す理由が余りない。それであれば、多分、佐藤参考人がつくるほうが確実だと思うが、例えば佐藤参考人がその24カ所ぐらいある規則をつくる場合、自分で大体どれぐらいかかるか、そして、今進んでいるメガソーラーやほかの問題も、まとめられると考えているか。

○参考人（佐藤 聖君）今、委員が発言したことは、そのまま、それは市の当局の条例に対して要求されていることでもある。それは理解してほしいことがまず1点である。

それから、私はいろいろな全国の条例を調べていて、兵庫県の条例などを参考にすれば、さほど時間がかかるものではないことは明らかなだ。もしそれが1週間とか2週間できないようであれば、少し勉強不足ではないかと私は思っている。それは素直な感想である。

○9番（青木敬博君）しかし、許可を出す、出さないは根幹の部分にかかわることである。今の条文であると、どのような状況で許可が出るのか、まるきりわからない。当局案は、抑制エリアを規則で決めるなど、ある程度わかるが、根幹にかかわる部分であるので、これでは、さすがに審議のしようがないとのところが正直な感想であるが、その辺はどう考えるか。

○参考人（佐藤 聖氏）委員長にお聞きしたいが、質問してはいけないということだが、議事進行に関することなのでちょっと質問させていただきたいが、市の当局との比較を求められているが、比較を理由にされているが、私はそれに対してコメントしてはいけないと先ほど言われているので、そういう質疑のされ方をすると答えようがない。

○委員長（佐山 正君）では、青木委員、そこに気をつけて質疑していただきたい。

○7番（稲葉富士憲君）確認ということになるかと思うが、先ほど巨大な太陽光発電設備も条件を満たせば可能だとおっしゃられた。最初の私の質疑に対しても伊豆高原地域の反対運動とはかかわりのないというような発言をされていた。それで、これまでメガソーラー計画に対し

て、巨大太陽光発電設備に対して反対するという立場をとってきた市民の方と、この条例は全くかわりがないということで確認してよろしいか。

○参考人（佐藤 聖氏）応援はしていただいているが、それがどのようにかかわっているかということである。私は、この条例請求代表人は、たった1人の請求代表人として、私の責任において条例を制定させていただいた。多くの反対運動の方たちから多大な支援をいただいていることも事実である。それから、旧市街の方々からも多大な支援をいただいていることも事実である。それがこの条例の審議とどうかかわっているのか、私にはよく理解できない。多くの市民、4,766名の法定署名をいただいたという事実だけがあると思う。

○7番（稲葉富士憲君）これまでの条例の提案の趣旨からすると、市民からの発議ということであるので、市民の意思を反映したものであると考えなければいけないが、これまで私たちが受けてきた市民の提案、議会にしる、市長部局にしる、受けてきた要望は、大規模なメガソーラー計画には反対する、普通の太陽光発電を阻害するつもりはないという意図で反対運動を展開し、それが市民の意思だとして私たちは受けてきた。しかし、佐藤参考人の提案、先ほど来の話からすると、市民の意図とはかわりないということであるか。反対する市民の方たちとはかわりないということでは理解してよいか。

○参考人（佐藤 聖氏）質疑の意味がよくわからない。というのは、私は4,766名の市民の法定署名を受けた上で、その代表として発言させていただいている。だから、市民の意図は、その4,766名分、あるいはそのご家族の方も、その他の方もご支援いただいていると思っている。だから、4,766名分の市民の意図を代表していると思っている。

○7番（稲葉富士憲君）そうすると、四千七百何名かの市民は、巨大な太陽光発電設備が建設されても別に構わない、とにかく事業用の太陽光発電について規制を加えてほしいという意図だと理解してよろしいのか。

○参考人（佐藤 聖氏）私個人の意見は、メガソーラーにはもともと反対である。それははっきりしている。ただ、今までに許可されたメガソーラーもある。伊豆高原だけというように、どういうわけか限定されてしまうが、宇佐美から赤沢まで150町歩のメガソーラーが今計画されようとしている。それも狩野川台風で河川のはんらんや山崩れがあった地域である。これはどうして反対せずにいられるか。伊東の観光経済の基礎、それから別荘人口の増大への障害となることは明らかである。大きく伊東経済の根本を汚すと思っている。だから、私は基本的には反対である。ただ、自由経済であるから一概に反対反対と言っても仕方がない。早く条例をつくらなければいけない。そのことにおいて、私は議員のメガソーラー反対に対する情熱と何ら変わりがないと思っている。

○委員長（佐山 正君）暫時休憩する。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

○7番（稲葉富士憲君）特に八幡野とは限定しないが、話を伺って、この条例案をざっと見ると、広さ、規模に対して規制を加えている条項が全くない。そこに対して私は言っている。規模に対する規制がないということは、大規模なものでもできてしまう可能性がある。

○参考人（佐藤 聖氏）まず、兵庫県の条例の例を見ると、一番大きいものはもちろんであるが、まず10キロワット以上、先ほど50㎡と言われたが、100㎡という人も、200㎡という方もいる。10キロワットがどのように面積換算できるかについてはいろいろな意見が分かれていると思う。それから、10キロワット以上であるから、規模の大きいものは当然入ってくる。なおかつ、分譲マンションのように10キロワットを基準にすると九、何キロワットというようなもので個別の集団的なメガソーラーが計画されてしまうということもある。だから、面積で決めても、例えば、1,000㎡と決めると960㎡というようなものがある。だから、イタチごっこであるが、一番小さいところの基準で規制をつくっていくのが最も正しいと私は考えた。だから、面積について何の制限もないじゃないかというのは、正直理解しかねるご質問だと思う。

○9番（青木敬博君）では、条例のほうに戻して、附則の第3項であるが、施行日以後に再生可能エネルギー発電計画認定の申請を行うものに適用するということは、今この条例が通るにしろ、通らないにしろ、最終本会議が終わる3月19日以前にFIT法に申請を出したものは全部適用除外になってしまうと思うが、これに関してはどう考えているか。

○参考人（佐藤 聖氏）よく遡及効の問題というようなことでご指摘いただく事項だと理解する。ただ、自由主義経済においても社会的規制というか、安全規制については、これは後から決められるものが今までのものに適用されるというのは常識である。例えば、アスベストの石綿は耐火規制でずっと使われていた。それがあるときから発がん性があるということで禁止される。そういう安全規制である。だから、こういう環境保護の分野においては、どうやってその前のものについて規制をかけていくのが条例立法とか条例立案のときのポイントだと思っている。そこで附則の第4項である。「その他の規定は、施行日以降、全ての当該設置事業に適用する。」という、この項目が非常に重要だと私は思っている。

なおかつ、つけ加えるならば、ここは最初の趣旨のところにも、私が提案させていただいた条例に即して申し上げるならば、大きな特徴として、設備は適切安全に建設、維持、管理、監督されなければならないということが詳しく書き込んであるということが大きな特徴だと

自負している。

○9番（青木敬博君）もう一つ伺う。総則において「国際観光温泉文化都市建設を促進することを目的とする」ということであるが、伊東国際観光温泉文化都市建設法第3条第1項で、条例に定めるところにより、観光温泉資源の保護に著しい影響を及ぼすおそれがあるものを禁止、制限することができ、また違反した者に原状回復などを命じることができるとしていると書いてあるが、同時に、「第1項の禁止又は制限によつて損害を受けた者に対しては、伊東市は、通常生ずべき損害を補償しなければならない」と書いてある。

ということは、勝手にメガソーラーをつくって、違反だから直してとなったときに損害賠償しなければいけないという解釈にもなるかと思うが、その辺はどう考えているか。

○参考人（佐藤 聖氏）それは、昭和25年、27年に定められた地方特別法である伊東国際観光温泉文化都市建設法の条文を読まれたということであり、私が提案させていただいた条例を読まれたものではないと思っている。

○9番（青木敬博君）基本的にはこの条例に即している、国際観光温泉文化都市建設を促進することを目的とするということは、ひもづいていると思うが、ひもづいていないか。

○参考人（佐藤 聖氏）ひもがついているとか、ついていないとかいうのが条例審議でどういう法的な、もうちょっと説明して……、質疑してはいけないが、申しわけない。

○9番（青木敬博君）関連があるからこそ、ここに名前が出てきたのではないかという意味である。

○参考人（佐藤 聖氏）伊東市の環境基本条例、それから景観条例、全てその前文を見ると、この国際観光温泉文化都市建設法の頭書きと同じ条文が書かれている。それは何かというと、緑なす山並みと紺碧の海、豊かな温泉、自然景観を守り、良好で安全な市民生活と観光経済の発展を目指す、このことである。私は、これが条文の目的だと思っている。特に禁止するとかいうことは、私は条文の中に書いていない。

○9番（青木敬博君）そうすると、「伊東国際観光温泉文化都市建設法（昭和25年法律第22号）に定められた国際観光温泉文化都市建設を促進することを目的とする」と書いてあるのは、ちょっと自分の中ではすっきりしない。

○参考人（佐藤 聖氏）すっきりするかしないかは個人の問題であるので、私はよくわからないが、国際観光温泉文化都市建設法の目的は、緑なす山並みと紺碧の海、豊かな自然と自然景観を守り、良好で安全な市民生活と観光経済の発展を目的としていると私は解している。

○6番（稲葉正仁君）佐藤参考人から出された条例に対して、施行期日であるが、今、太陽光発電のことは即決めて、即実行しなければならないのに、「この条例は、公布後、即日施行する」と書いてあるが、継続審査になって、ことしでなく来年になる可能性もあるわけである。

でも、もう即、目の前に来ている。だから条例をつくりたい。そして市民の方も即条例をつかってほしいということで四千何百人というものが集まって、即条例を発行してほしいという思いがあったのにもかかわらず、「この条例は、公布後、即日施行する」となっている。だから、すぐ日程を、例えば、普通、行政で条例というときには、4月1日から施行するとか、その日にちをびしっぴしっぴと決めてある。市の条例では7月1日から施行するとしてあるが、私は、それについてはかなりの不満もあるし、なぜ早く、4月1日になぜできないのだと、そういうことであるが、そこはどのように理解しているか。

○参考人（佐藤 聖氏）去年の12月、この法定署名を集めているときに、よく市民の方から同じ質問をいただいた。だから、その趣旨はよくわかっている。一日でも早くこの条例を成立させたいという思いである。7月1日では遅いと思っているが、いろいろな手続その他を考えると、4月1日にできるかどうかというのも、これはもう議員の皆様がご判断されることと思っている。

○6番（稲葉正仁君）そういう答弁であるが、条例は大体、年度年度で決定し、新しく4月1日から施行する。公布後、即日というのは、実際のところ、継続審査になって、いつ公布になるかわからない。

○参考人（佐藤 聖氏）可及的速やかに成立させていただきたいとお願いしたいと思う。

○6番（稲葉正仁君）ただそれだけの感覚であるのか、本当に条例というのは大変なものである。市の法律である。それを、できたらすぐやってくれだとか、そういう……。

○参考人（佐藤 聖氏）発言させていただく。私は、この条例を提案しようと思ったのは、去年の9月の半ばの伊東市議会を傍聴している途中であった。だから、9月半ばから考えると、もう3月半ばであるから6カ月かかっている。一市民が条例を制定していただきたいと考えて提案して、最短期間でも6カ月かかる。ところが、生意気なことを申し上げると、伊東市の市会議員の皆様は、恐らく定数の10分の1である2人の議員さんが直接条例を提案できるというのが地方自治の制度だと思う。私ども市民は6カ月かかるわけである。だから、可及的速やかにご議論いただき、可決いただければと思っている。

○6番（稲葉正仁君）私も市議会議員というのは、市民の負託を受けて代表として来ている。私が1人で代表として、その人たちのいろいろなものがあるが、こういう条例の定め方というのはなかなかない。日にちを必ず定めてほしいというのが私の感覚で、だから4月1日でもいいではないか。条例が4月1日に間に合わなければ6月1日、5月1日と決定したら、というのは、これは継続審査ですずっと続くこともある。いつできるかわからない条例を条例として定めることは、私はできないという感覚でいるが、佐藤参考人の考えはどうか。

○参考人（佐藤 聖氏）趣旨をよく理解できないところもある。これは地方自治法第74条に基

づく直接請求の条例であるので、それを可及的速やかに議論いただき、採決いただきたいとお願いしており、それ以外の意図はない。太陽光発電に対する条例がないために、伊東市の宇佐美から赤沢まで太陽光パネルだらけになってしまう。

私がこの問題に気がついたのは5年前、2012年、太陽光発電の規制の緩和が行われ、北海道で中国企業や韓国企業が山々を買い占め、水源を買い占めて太陽光パネルを敷き詰め、物すごく問題になっていたことは承知している。去年の9月まで、伊東市においてはこれを規制する法令や条例が当然できていると思っていた。ある人に言われて伊東市の長期計画を調べてみたところ、2005年から5年間にわたって実施されているはずの第8次基本計画には、いろいろなものは全て条例にしなければいけないという国の法律に従った条例化の動きが出ているにもかかわらず、土地開発要綱も全て条例化しないといけないというものが出ているにもかかわらず、もう13年目に入りつつあるが、行政指導ばかりやっていて、何も条例ができていないということに非常に危惧を感じた。こうした条例は13年前から整備されておくべきだったと思っている。それが私の本心である。

- 委員長（佐山 正君）稲葉正仁委員のこの質疑はこの程度にとどめておくように。
- 6番（稲葉正仁君）この施行日については終わるが、いろいろ話を聞いていても、ぴたっと定まってこない条例を、現時点ではまだまだ修正していかなくてはならないと思うことを意見として述べさせていただく。
- 1番（大川勝弘君）先ほどから可及的速やかに条例を通していただきたいと話されていたが、その一方で、初めに青木委員や稲葉富士憲委員の質疑に対して、第8条から第12条まではこれから議論してほしいと述べられたと思うが、私どもは、市民の意見をいただいて、なるべく早くこういった条例を定めたい一方で、これから審査しなければいけないことがふえてくると、どんどん遅くなる。施行日、公布日ともに遅くなると思うが、そのあたりはどうお考えか、お聞かせ願う。
- 参考人（佐藤 聖氏）実はこれから議論いただくといっても、このまま可決していただいても構わないと思っている。ただ、市長並びに市当局が一生懸命調べて、139の疑義があるそうである。その中で、疑義があるのはもともとだなと私が思ったのは1点ぐらいだと思っている。あとは私の目から見れば、素人の市民の目から見ればどうでもいいことである。
- 5番（犬飼このり君）まず、この条例を上程してくれたことは、議論が活発化すると思うので感謝する。大変な努力があったと思う。

先ほどあった、最初の第1条の目的についての確認であるが、伊東国際観光温泉文化都市建設法も定められたということで、市当局からの疑義のほうにも、ここがおかしいのではないかとということであったが、この法律の理念を条例に盛り込むという意図でよいか。

○参考人（佐藤 聖氏）目的とするところなので、理念を盛り込むということであって、その法律の目的とするところを同じにするということであり、特に賠償の問題等があるので、禁止条項を禁止して、賠償条項をこの条例には定めていない。意識して書き込んでいない。ただ、これは許可制にするということしか書いていない。

○5番（犬飼このり君）理念を目的に盛り込むということを書いてあると。

次に、第4条であるが、これも当局からの疑義があった土地所有者等の責務のところであるが、発電事業が終了したときは、速やかにという意図についてであるが、これは土地所有者と事業者が異なることもあるということ踏まえてのことであるか。

○参考人（佐藤 聖氏）そのとおりで、土地所有者と事業者が異なることもある。同じ項目についても、撤去まで義務づけるのはどうかということであるが、全国の条例を見ていると、兵庫県の条例においても、撤去時の廃棄物の処理、景観、防災上の措置等について盛り込まれているので、伊東市当局の疑義自体が不勉強だと思っている。

○3番（長沢 正君）確認のために質疑が戻るが、先ほど青木委員からの附則の第3項について気になった点で確認させていただきたいが、「第15条の規定は、施行日以後に法第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電計画の認定の申請を行う太陽光発電設備に係る設置事業について適用する」と、これはFIT法のことだと思うが、附則の第2項が第9条で届け出、そしてこの附則第3項の15条は許可である。先ほど佐藤参考人が一番重要で、大事にしてというところが第4項ということで、「その他の規定は、施行日以降、全ての当該設置事業に適用する」という話をされたが、この第3項で言っていることに関して言うと、今、現状、もう認定を受けて、これから工事にかかろうとする案件が伊東市内に何件かあるが、それにはひっかからずにその工事が始まる。だけれども、それはしようがない、許可なしに工事が進むが、第4項のその他の規定、第9条と第15条を除いたほかの条項で当該設置事業に適用させるからという意味合いでよいか確認したい。

○参考人（佐藤 聖氏）許可にかかわること以外、つまり建設、維持管理、監督にかかわる条項は全てのメガソーラー設備に、あるいは発電事業にかかわるものだと考えている。このこと自体は、改正FIT法においても、保守点検及び維持管理をするための体制を整備し、実施することが認定基準に上がっている。認定されたものはそういうものが備わっているものである。それが着実に実施されているかどうか管理監督する条例があっても、市町村でそういう条例を設けておくのが当然のことだと私は思っている。それは改正FIT法の趣旨にのっとることだと思っている。

○11番（重岡秀子君）そもそも論になるが、後の当局案にもつながることなので、条例を定めることが非常に規制となるという主張をされているが、今まで伊東市では、土地利用指導要綱

で指導されてきて、それを無視するような業者が余りいなかったこともあって条例制定がおくれたというか、それで規制ができていた。その要綱そのものはかなり厳しい内容が入っているので、44haもパネルを張るようなものが指導要綱に沿ったら、実現できないような要綱になっている。絶対できないというわけではないが、5haごと区切るというのがあった。平成28年に太陽光だけの要綱も加えられたが、やはり要綱も法律ではないし、条例も実を言うと法を超えられないということがあると思う。そこを確認しておかないと、その後のこともあるかなと。ただ、要綱と条例は大きく違う。その辺のことについて、佐藤参考人が条例でいろいろなことを定めることの大きな意味、そのことを改めてお聞きしたい。

- 参考人（佐藤 聖氏）非常に基本的で、大法学者が答えなくてはいけないような問題である。私は専門が経済学なので、知っている限りで答えさせていただきたいと思う。

土地開発要綱というのは、行政指導の基準であって、いかなる意味でも外部の業者を拘束するものではないということ、そして、行政手続法は、市町村においては行政手続適用除外になっており、行政手続条例が同等のものとして定められているというように承知しているが、行政手続法の要件であれば、一旦行政指導を断った業者に対して、さらに行政指導をするのは明確な条文違反である。であるので、行政指導を断った業者に対して、丁寧に行政指導をしていきたいという9月の市当局の答弁は、私にとってはひっくり返るような答えであった。法律の試験でいえば零点である。それだけで僕は落第だと思っている。生意気を申し上げた。

もう一つは、条例はどこまで法律を超えられるかということであるが、今の改正FIT法を読んでみると、法律は条例をつくれれば禁止できるとかいろいろなことが書いてある。改正FIT法についても、それから、県や国と無関係に条例を定めて規制できるだけの権限がもう既に市町村に与えられていると見るのが、2000年以降の権限移譲というか、そういう法改正が私はなされているという学説をとっている。そのように思っている。日本国憲法の手続に従って、市町村は独自に条例を定めることができる。ほぼ全ての分野において条例を定めることができる。それが明確にバッティングしない限りはできるということである。

- 11番（重岡秀子君）例えば佐藤参考人の案では、市長の権限を、勧告とか指導とかということよりも踏み込んで、命令とかいうことまで書かれている。ただし、その命令に従わなかった場合に、法律だといろいろな罰則規定があつたりする。罰金とかがその例であるが、条例の場合には市長の命令に従わないで工事をやる。基準では禁止であるが、それに従わないでやってしまうことに対して、それ以上の法律がなければ、それをとめることはできないような限界はあるのではないかと私は思うし、あくまでも市の条例は業者への大きなハードルやプレッシャーにはなると思うが、世間的に条例違反をしてやった業者ということは、やはり市民に対しても非常にマイナスイメージになると思うし、もっというなら、私は今条例をつくる意味は、FIT

T法との絡みで、法律違反ではなくて、条例違反についても取り消しができるというような、しかし、それは国に誰か、行政が報告したりしなければ意味がないわけで、自然エネルギー庁が自然に業者を知ることができるわけではない。どういう状況が伊東で起きているかなんて知るよしもないもので、条例を定めることの一番の意味は、この辺にあるのかなと思うが、その辺の考えを伺う。

○参考人（佐藤 聖氏）まさしくそのとおりであり、改正FIT法の趣旨にのっとり取り消しを勧告したり、国に報告したり、取り消してくれと要望したりすることを条例に基づいて行うことにより、国は取り消しをすることができるという状況が初めて生まれるというのが私の解釈である。先ほど青木委員が言われたような賠償請求とかは法律にのっとりおるので、そういうことは全くないと思っている。きちんと条例を定めなければ、そういう取り消しや報告は、自由経済であるから、法令、条例なしに財産権に対する制約を与えることはできない。メガソーラーについても、これは業者から見れば1つの財産権であるから、それを制約するためには条例が必要である。そして、その罰則も小さいものから大きいものまである。安全にかかわるものはすごく重大なものであるから、些細な文言とかではなく、比例原則に基づいて、過失に基づいてそれが大きくなればなるほど罰則も大きくなるということは当然だと思っている。

そういうことできちんと条例を整備すれば、既に許可されたメガソーラーであっても、安全管理、その他行き届かないところがあれば、いずれは禁止されるというおどしがあつて、初めて維持管理も身が入るわけである。特に大規模になればなるほど水源の調整池、降雨量が多くなったときのダム管理がすごく大変になる。それがきちんとできるかどうかは、日常的に管理する必要があるし、多くのメガソーラー業者が、現地に駐在員が1人もいないような無人の運転を想定しているところもあると聞く。そういうところでは、市の立ち入り権限一つ、条例がなければ立ち入ることもできない。これは本当にまずいことだと思っている。私自身は心配している。

○委員長（佐山 正君）10分間ほど休憩する。

午前11時 4分休憩

午前11時14分再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

この際、申し上げる。審査に当たっては、質疑は簡潔に願います。

○2番（鈴木克政君）市からの直接請求案に対する意見書の中に、「市議会と市長による代表民主制を基本とする地方自治制度にあって、これを補完する制度として十分にその意義を認識

し、法定数1, 229人を上回る有効署名者数4, 766人の署名があったことを厳粛に受け止めております」とあった。私もこれを見て、議員の一人として、議会としても、そういった意味では、共感をしていただき、助けていただいているという認識も持ち、我々の力のなさも感じる。また、今回、この署名をするに当たっての名簿の中の請求の要旨の最後に、市役所でも条例案をつくられているのは知っているが、伊東にとって最適な条例ができることを願うものであるとも書いてある。議論の場は、きょう、こうやってできているし、また、佐藤参考人がこの条例案をつくってくれたことによって、大変意味のある今回の条例だったと思っている。

条例の冒頭の目的のところには伊東国際観光温泉文化都市建設法のくだりがあるが、これを促進することを目的にするということで、先ほど青木委員の質疑でもあったが、私もこの答えに対して聞きたい。

先日、牧野正さんという、昔、観光協会の専務をやった方の、タイトルは忘れたが、50年間の記録の写真集を見ていたが、昭和27年に鉾山反対運動で集会をやった写真が載っていた。その中には、当時の市長、市議会議長、地元の旅館組合だとか、名士の方々の名前が壇上に垂れ幕で出ていて、こぞって反対運動をしたという写真が出ていた。それを見たときに、この建設法の目的が改めて私の気持ちの中でも大切だと思った。同法を目的に取り上げた思いをいま一度聞かせていただきたい。

○参考人(佐藤 聖氏) それは先ほどの繰り返しになってしまうが、要するに、伊東市の環境基本条例、景観条例をじっくり読んだ。その条例を読むと、メガソーラーが許可されることはあり得ない。一市民の私が勝手な読み方をしての感想を述べると、伊東市の景観条例や環境基本条例を読む限りは、メガソーラーはあり得ない。伊東の緑なす山並みと紺碧の海、豊かな温泉、自然と景観を守り、良好で安全な市民生活と観光経済の発展は、あらゆる条例を貫く伊東市の根本原則だと私は理解している。メガソーラーはそれに反しているということが、私が反対を抱くに至った一番大きな原因である。

伊東国際観光温泉文化都市建設法は、私は61歳であるが、小学校5年生だろうと6年生だろうと、みんな習っているような法律であり、伊東市の市民が誇りにする法律であった。今から50年前のことであるが、それをふと思い出して、条文を読んだ。観光に反することは、条例をつくれれば何でも禁止できる。しかし、先ほど青木委員が述べられたように、私的財産権の制約に対しては損害賠償条項もあることは十分わかっている。でも、この目的は、これから50年も変わることはないのではないか。

署名活動で歩いていて、私は五千何百名の署名を集めたが、もっと街宣車を使い——私は自分の小遣いの中から2万6,000円支出して、印刷した。もしこれに10万円、20万円を

かけたら、1万人でも2万人でも集めることができたと思っている。というのは、関係者以外、みんなサインしてくれる。みんな判こを持ってきてくれる。ほとんどの伊東市民はこのメガソーラーに反対だと確信している。そのことを胸に、きょう、この連合審査会に出席した。

○2番（鈴木克政君）65年前に鉱山反対運動があり、それと匹敵するような今回の市民の盛り上がりは、伊東市にとっては一大事件と認識している。ただ、条文の中で佐藤参考人も述べられたように、たたき台ということである。当然、この議会の審議の中では、これを決するか決しないか賛否をとるが、この条例案に対して修正していく作業も必要なのではないかという気もしている。その修正案を議員の中で出そうということも、これから考えていかなければいけないという思いもしている。それについての意見を聞くわけではないが、たたき台であるということ、議場でもどんどん修正してほしいという話、また、請求の要旨の中でも、比べてくださいと、言ってみれば、議論する中でいいものをどんどんつくってくださいという意味であると思う。この条例案を出した以上は、そのまま条例としてほしいという気持ちはあろうが、よりいいものをつくっていく中で修正していくことに対して……。

○委員長（佐山 正君）鈴木委員にお願いします。修正ありきの話ではないので、この条例案についてということで、お願いします。

○2番（鈴木克政君）たたき台だという中で、この案が修正されることに対してのこだわりは持っているかどうか聞きたい。

佐藤参考人の趣旨としては、これを提案したのは、たたき台とし、議論を活発にしてほしいという気持ちの中で、市当局の中でよりいいものをつくっていききたいということだと確認していいか。

○委員長（佐山 正君）暫時休憩する。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

○2番（鈴木克政君）佐藤参考人がたたき台だという話をされたから、そのようなことを言わせてもらったが、条例全体で当局が指摘するところは139カ所あったということである。これを全てごらんになって、自分でもそのとおりだというところが一、二カ所あったという話を先ほどされたが、139カ所の中で、その箇所がどこだということは今言えるか。

○参考人（佐藤 聖氏）それを言うことがいいことなのか、そうすべきことなのか、自分の立場ではよくわからないが、質疑されたので答弁する。許可の取消しの第28条第6号「伊東市の環境審議会、景観審議会、太陽光発電設備設置審議会のいずれかの審議会で許可取消しが議決

され、伊東市議会においてそれが承認されたとき。」の条文のみは、見方によっては修正したほうがいいのかと思う。それは、市民でしている議論と違い、ここは議会なので、この条例について議論するときは、この条例だけと限定して議論されるというやり方を私が承知していなかったからである。

環境審議会、景観審議会の議事録も去年の段階ではすぐオープンにされず、普通に環境基本条例、景観条例を読むと、当然、メガソーラーについては反対のはずだと思えた。その審議会がどうして機能していないのかということが、市のホームページにもそういう審議会の議事録が掲載されていない、審議委員の名前がよくわからないということで、なかなか確認ができないので、今の議事運営規則からいったら、このところがかかなり許しがたいミスのように思われたとしてもしょうがないと思っている。

○8番（山口嘉昭君）佐藤参考人にもう一度確認したい。先ほど、景観条例、環境基本条例をもとにとか、思いがあって、この条例案をつくり上げたという話であるが、その条例の中で、メガソーラーはあってはならないという思いがあって、こういう形で直接請求されたと思う。もう一度お聞きしたいが、10キロワット以上の太陽光発電設備で、先ほど稲葉富士憲委員からも話があったが、その先が、要はめどがないと、大きなものが出てきている。要は、10キロワット以上ということは、それ以上になる大きなものをつくれるというように、この文面を見ると、判断するが、そこをもう一度確認したい。

○参考人（佐藤 聖氏）今の委員の発言は、市の条例との比較、コメントをせずに私が答えるのは非常に難しい。であるから、もし委員長が許すのであれば、私は市の当局案がいかにおかしいかということ、とうとうと述べさせていただくが、そういうことをしてはいけないというルールであると思うので、その辺を確認願う。

○委員長（佐山 正君）暫時休憩する。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

○参考人（佐藤 聖氏）10キロワット以上のものを、無限に大きいものを許可するという仮定の問題には答える必要がないと思っている。法律案として見るならば、これは私的財産の自由であるから、大きいものであっても検討すればいいのである。そのときの社会の要請、技術の限界、そういうもので考えていけばいいと思っている。

○9番（青木敬博君）そうすると、時代とともに変化していけばいいとなると、条例を制定する意味がよくわからない。

○参考人（佐藤 聖氏）伊東においては、メガソーラーは要らないということがはっきりしている。私の頭ではそういう頭である。

○9番（青木敬博君）私の頭の中でもメガソーラーが要らないというのははっきりしているが、それがとめられるか、とめられないかという話と、条例において要るか、要らないかは別だと思ふ。それをどう考えるか。とめられるか、とめられないかという論点で言うと、何も規定を決めないでいると、とめる基準点がわからないという意味である。

○委員長（佐山 正君）それは議題から外れてしまう。

○議長（井戸清司君）佐藤参考人、お疲れさまである。思いはいろいろと聞かせていただいて了解した。先ほど来の答弁で、この条例がたたき台という話である。我々は、この審査会は、この条例がこのままで施行できるか、できないかの判断をしなければならない。であるので、佐藤参考人のたたき台であるとか、修正しても構わないという話は、この条例が施行できるかできないかという部分の明確な判断基準になる。この中で、市のほうで調査した内容を聞くと、第35条の手数料の部分は、明確に直接請求ではできないことになっている。それから、これから規則で定めるといふ規則委任もかなり多くある。そして、附則において公布の日から施行するという形になっている。この辺の整合性がとれないのではないかと思う。このままの条例で、我々議会として、通すのか通さないのか判断する基準になる。その辺の部分に関してはどう思っているのか。

○参考人（佐藤 聖氏）まず、手数料については、直接請求の条例で税金を安くするとかという直接請求が出るといけないので、税金を軽減するとかの直接請求は出せないことになっている。それ以外の手数料については、学説がいろいろある。しかし、手数料について、手数料を取るということだけで金額自体を記述していないのは、もちろん修正を前提にしたものである。それは事実である。

この条例は、皆さんは今、市の当局の疑義に基づいて発言しているが、私は市当局の条例案について触れてはいけないというので、非常に答えにくい状況に今置かれている。それはそのとおりである。しかし、はっきり申して、市当局の条例案は2015年に出た富士宮市の条例をベースにしている。そして、私の条例案は、ことし4月に日光市で施行される条例案をベースにしている。やはりここに3年、4年の時間の経験の差があつて、市当局の案よりはすぐれていると、私は今でも確信している。

○7番（稲葉富士憲君）先ほどの発言について聞きたい。第8条から第12条までは届け出制を定めた条文であるが、これはあつてもいい、なくてもいいという発言であつたと思う。この条例をそのまま出しても通るといふ発言もしていた。そうすると、このままこの条例を通してしまうと、第8条から第12条までの届け出制の部分は残る。届け出制という制度はこの条文上

残る。現在は、景観計画の定めによって市域全域が保全地区になっているが、この第8条から第12条までを読むと、市長の判断により変更、解除ができるという定めがあるので、市長がかわることによって保全地区が幾らでも変更できることになって、市の中に、許可制度の穴が幾つでもできる可能性を捨て切れなと思う。要するに、市長が判断することによって、例えば、景観計画中の部分は削除するという判断をした場合に、市全域という規制がなくなってしまう。保全地区から解除されてしまう。そうすると、許可制度の対象から外れる届け出制だけになってしまう。それと、全く規制が及ばない地域が恣意的にできてしまうが、それはどうか。

○参考人（佐藤 聖氏）今の委員の発言は、条例の変更をされるということを前提に質疑しているようであるが、違うのか。

○委員長（佐山 正君）休憩する。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

○11番（重岡秀子君）やはり、ここで保全地区を次のようにすると条例で決める、割と具体的に決めている、ここが大事なところであると思う。先ほどの大きさの問題とかにこだわって、どんなものも規制できないということがあるが、佐藤参考人の意図では、土砂災害とか鳥獣の保護とか、文化財保護法とか、そういうことを決めることによって、これを保全地区の条件というか基準にするということであると思うが、それでいいか。

例えば、「土砂災害警戒区域等における」というところは、ちょっと難しいのは、メガソーラーをつくる場所が土砂災害警戒区域でなくても、大体人の住んでいないところは土砂災害警戒区域に指定されない。問題なのは、今回の八幡野みたいに土砂災害警戒区域が下にあって、その上に広大なものがつくられることによって土砂災害警戒区域が危険になるのではないか、その下のほうに人が住んでいるのであるから、この辺については少し言葉が足りないのではないかと思うがどうか。

○委員長（佐山 正君）質疑は簡潔に願う。

○参考人（佐藤 聖氏）重岡委員の話はもっともなことであり、メガソーラーの地域は山の背というか、頂上近くの割と平坦なところに現在計画されている。そのすぐ下の崖自体が、もしよろしければ狩野川台風のときの土砂災害概要図を配付したいが、これを見ていただくと、伊東市全域にわたって、今メガソーラーが計画されているところが、狩野川台風のときに被害を起こした地域である。それから、河川のはんらんした地域であるということが私は証明できると

思っている。これはデジタルではなく手書きの地図であるので、10枚しかないが、許可があれば配付することは可能である。

○9番（青木敬博君）メガソーラーは反対であることは自分も変わらない。しかし、とめられるかとめられないかは別だと思っている。この条例案がとめられるかどうか、イエスかノーかを今考えている。

第8条は、あってもとめられると考えているか。

○参考人（佐藤 聖氏）先ほどからこの議論は、私には物すごい制約がある。実際、自由な発言は禁じられているが、あえて申し上げると、第8条があっても成立すると思っている。もう一つ加えれば、市当局の条例案は、市長に任せろという条例であると理解している。であるから、市長に任せろとしか書いていない条例よりは、はるかに、ましだと思っている。

○5番（犬飼このり君）第13条の事業の許可に関わる申請と開示であるが、「60日以上審査に十分な時間を確保」となっているが、この60日には目安や根拠はあるのか。

○参考人（佐藤 聖氏）当初、30日ということで仲間というか、ウェブ上で議論していたが、それではどうしても短い、やはり60日ぐらいにしないと反対運動がきちんと組織できないということで60日にした。

○5番（犬飼このり君）これに対する疑義に、市当局は、標準処理期間内で処理するものとされるということであったが、伊東市の定める標準処理期間というのはどれくらいか。

○委員長（佐山 正君）今は当局への質疑はできない。

暫時休憩する。

午前11時46分休憩

午前11時47分再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

○5番（犬飼このり君）大体30日では足りないから60日ということで理解した。

○委員長（佐山 正君）暫時休憩する。

午前11時47分休憩

午前11時47分再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

○11番（重岡秀子君）第30条の立入検査のところ、ここではでき上がった、工事中などに「事業区域に立ち入り、設置工事の状況若しくは施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる」とある。今、許可が下りて工事が始まっていると

ころに対しても立ち入りができるという条例を決めておくことは、私は大事であると思う。それは、もう始まってしまって、今売電しているものがあり、売電を始めても土砂が流れたりということは全国で幾らでもあるので、これは大変重要だと思っている。「施設、帳簿、書類」とあるが、帳簿はどういう意味があるのか。施設は工事中のところ、でき上がったところであるが、帳簿とはどういう意味があるのか。

○参考人（佐藤 聖氏）一旦メガソーラーが稼働し始めると、20年間にわたりそれが稼働することがほぼ事業計画になっている。そして、20年後には廃棄されるが、そのときの基金みたいなものを積み立てていなければいけないということで、帳簿を入れた。

もう一つ、これがどんどん転売されていくことが想定される。そうしたときに、帳簿がない業者、誰に売ったかわからない業者が早期に発見できるように、帳簿は具備しておいていただかなければいけないのではないかと考えた。

○11番（重岡秀子君）私もこの間、協定のことを一般質問したが、そういうことも含めて、お金の問題も含めて、この帳簿はそのように理解した。

もう1点、この条例をつくるときに重要なのは、今の伊東市のいろいろな問題を見ていると、事前の住民との説明会というか、周知と書かれていたが、実際には説明会が大事にされないといけないと思う。その辺で理解を得なければならないということであったが、佐藤参考人の条例案では周知となっていた。言い方は周知でも説明でも内容は同じようなことを目指していると思うが、結果をきちんと書類にしてまとめる必要があると思うが、その辺はどう考えるか。

○参考人（佐藤 聖氏）住民説明会での結果の文書化ということか。

○11番（重岡秀子君）申し訳ない。説明会の開催の条項に記載があった。

説明会の開催が第14条にあるが、「説明会を開催しなければならない」ということと、「近隣住民等と協議しなければならない」、「協議を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない」と書かれているが、これは規則等でその様式等を決めることになるのか。

○参考人（佐藤 聖氏）様式をつくって届けるということになると思う。もう一つ、ここで大事なことというか、応援してくれる方とすごく議論になったのが、近隣住民の定義である。これは、要するにどこの、例えば1つのメガソーラーとかソーラー発電所について、どこに対して説明しなければいけないかについて、定義の第2条第8号で「500メートル以内」と外形基準で定めているところが、私が書いた条例案の特徴である。これは反対運動の方も含めている方と議論して、この定義を決めた。

○11番（重岡秀子君）今の説明会のことも絡むと思うが、届け出と許可の違いをどのように捉

えて、使い分けをしているのか。

○参考人（佐藤 聖氏）届け出は報告するということであり、許可は許可されないこともあるということ、許可制度ということを行っているつもりである。

○委員長（佐山 正君）暫時休憩する。

午前 11 時 54 分休憩

午前 11 時 55 分再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐山 正君）質疑なしと認める。

これをもって、参考人に対する質疑を終結する。

午後 1 時まで休憩する。

午前 11 時 55 分休憩

午後 1 時 再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

暫時休憩する。

午後 1 時 休憩

午後 1 時 再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

■■■■氏ほか4名から本連合審査会を傍聴したいとの申し出がある。

この際、お諮りする。傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐山 正君）異議なしと認め、さよう決定した。

傍聴者の入室を許可する。

暫時休憩する。

午後 1 時 1 分休憩

午後 1 時 2 分再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

次に、市議第27号について、当局に対する質疑に入る。発言を許す。

○11番（重岡秀子君）午前中の質疑で、大変大きなソーラーに対する規制がないのではないかと、上限がないのではないかと意見がかなり出されたが、やはり太陽電池モジュールが1万2,000㎡以上は……。

○委員長（佐山 正君）暫時休憩する。

午後 1時 3分休憩

午後 1時 4分再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

○5番（犬飼このり君）第13条で、午前中に少し発言したが、事業の許可に関わる申請と開示の部分で60日以上審査とあったが、先ほどの佐藤参考人からこの根拠を伺ったが、市として、市の処理する標準処理期間は設定されているか。

○庶務課長（小川直克君）実際に条例ができて施行する際には定めるよう努めるものとされていることから、本条例に関する標準処理期間は、現在ない。一般的に許可の手續に関する事務が標準的にどのぐらいの審査の日数を要するかなどを検討し、市長が定めるものとされているものである。

○9番（青木敬博君）意見書のほうで、最後に「制定の必要はないものと考えております」とあり、これは意思を明確に示さなければいけないとのことなので、この文章には納得しているが、文章を読めばわかる話であるが、どこがだめなので制定する必要はないと考えたか、端的に説明してもらいたい。

○庶務課長（小川直克君）今定例会で当局案が同様というか、メガソーラーに対して制約をする条例案を提出している。この観点から、2つの条例が競合するような形のもとで、その賛否で言うとなんとその意見を示している。ほかの意見についてであるが、執行する際に支障になるとか、解釈が明らかでない、なかなか円滑な執行が望めないような部分について、特に3点ほど主なものとして提示し、最後に疑義事項の整理とか規則制定については所要の日数をいただきたいとの観点から、即日の施行が無理等の点を申し添えている。

○7番（稲葉富士憲君）先ほどの参考人質疑の中で、意見書の最後のほうにある、本条例第35条については当局側との見解の相違があると思うが、意見書を読むと、「本条例案第35条で手数料について規定していますが、地方自治法第74条第1項の規定では手数料の徴収に関する事項は直接請求の対象としておりません」とあって、佐藤参考人は、いろいろと学説等があつて定まっていなとの意見を述べられた。当局側が、直接請求の対象ではないとしている根拠、判例、あるいは解釈が定まっているのかどうかとの点について聞きたいが、どうか。

○庶務課長（小川直克君）地方自治法第74条で、税を初めとして手数料等の徴収に関する事項の条例制定が、そもそも直接請求の対象ではないとの規定がある。先ほど参考人から質疑に應じる形で、具体的なその規定がないとのことを述べられたと思うが、それは全くそのとおりであるが、一応手数料の徴収に関する事項であるので、手数料を徴収する権限を条例上記載することは、第74条の趣旨からすると、若干そこに疑義が生じているとのことである。

○11番（重岡秀子君）今の件であるが、私も本会議場で少し質疑したが、直接請求には向かないということではないと思う。直接請求の条例の一部として手数料を書かないと一つの条例の形にならないと示されて、もしその内容の手数料の幾ら幾らとすることが必要であれば、それは書き加えるべきであると思うが、直接請求に向かないと示すことは、先ほども、どなたかが述べたが、保育料や市税や国保税などに対する条例に対して直接請求に不向きだとのことであって、今回のような太陽光発電に対する規制のような条例の中に一部金額的なもの、手数料が入っていたとしても、それにふさわしくないということではないと思うが、これから直接請求が別のことでもされたときに、常にこのような問題が、それでだめだと、欠点の一つとして出されると困るので、この辺で、はっきりしておきたい。

○庶務課長（小川直克君）条文の規定を見ると、手数料種類とか使用料の種類が規定されていないので、当局としては、手数料、使用料に関することが直接請求になじまないと認識している。また、今回のものに関しては、手数料を定めるために直接請求された条例ではないので、請求自体は受理して対応しているが、その中でも、手続において、市民、関係者に負担を求めるといった規定になっているので、そこは整合性を確保した上での制定が望まれているのではないかと考えている。

○11番（重岡秀子君）そうすると、このような直接請求の条例はこれからもあると思うが、そのような部分については除いて、市民などが直接請求をする場合は、書かないほうがよいとか、そのような理解でよいか。

○庶務課長（小川直克君）一般的には、手数料の徴収に関することを初め、第74条第1項にあることについては、規定として設けることはふさわしくないと考えている。

○10番（浅田良弘君）1点だけ気になる点がある。意見書の最後の「制定の必要はないものと考えております」の部分について、本会議でも、やや冷たい表現ではないかと質疑がされ、答弁の中で賛否をつけて提出する等と言われたが、地方自治法第74条第3項では、賛否ではなく、意見となっているが、当局が示すその賛否とは何を指すものか。

○庶務課長（小川直克君）賛否であるが、意見のほうで、条例のほうになると、議会での審議で判断を求める形になる。これに対して当局として、この条例が行政を執行する上で必要かどうかの判断をするものと認識している。

○11番（重岡秀子君）当局案の中で、なかなか触れることは難しいと思うので、佐藤参考人の条例案に関して、例えば市長の権限などを強めて、勧告などではなく命令とか、公表だけではなくそのようなことがつけ加わったりして、市長権限を強めるものであったり、許可をしないことができる等の表現があったが、当局としては、このようなものはどのように見たのか。このような条例もあり得るのか。

○委員長（佐山 正君）暫時休憩する。

午後 1時14分休憩

午後 1時15分再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

○11番（重岡秀子君）質疑の方向が違うと言われれば仕方がないが、このように市民から出されたとのことがあるので、参考までに聞きたい。条例の形として、許可の取り消しとか、命令とか、市長の権限を強めるような表現がされているが、これは別に伊東市としてそのような条例を定めても、条例の性格からおかしいなどとのことはないのか。当局は条例には、なれているので、一応意見を聞きたい。

○庶務課長（小川直克君）一般的な話になろうかと思うが、例えば、ある事柄について許可制をとるとか、その事柄に対して従ってもらえない場合に行政処分としての命令を下すことは可能である。ただ、その際も、条例自体は条例の制定権の限界が地方自治法に定められているので、その範囲内である限り制定が可能であると考えている。

○委員長（佐山 正君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐山 正君）質疑なしと認める。

これをもって、市議第27号の質疑を終結する。

佐藤参考人に申し上げる。本日はご多忙な中を本連合審査会にご出席願ひ、貴重な意見をいただき、心から感謝する。

それでは、ご退席をお願いします。

〔参考人退席〕

○委員長（佐山 正君）次に、市議第38号 伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例について、質疑に入る。発言を許す。

○10番（浅田良弘君）先ほどと同じように議場でも質疑がされ、議場での質疑は、大綱での質疑であるので、若干詳細な内容について教えてほしい。気になったことは、施行期日で、7月

1日に施行するとのことで、その根拠を尋ねる質疑に対して、3カ月程度要する期間としては適切である、周知期間等も含むとのことであったが、実際に適用除外の第8条にも記されているとおり、事業区域が1,000㎡未満の太陽光発電とか、総発電出力50キロワットあるいは建築物に太陽光発電設備を設置するものには問わない、関係ないとのことで、周知をする業者は十何社と限られているにもかかわらず、3カ月近く期間を要するのは、なぜそれほどかかるのかと、まず疑問を持ったが、その点についてはどうか。

○都市計画課長（長澤一徳君）周知期間のために7月1日施行としたが、その点については議場で答弁したところと変わりはない。モジュール面積1万2,000㎡を超えるものについては、基本的にはお断りしていきたいとの条例になっている。そのようなところについて厳しい条例になっているかなというところであり、そのような判断があったので、一般的に相当の周知期間が必要だとのことで3カ月間を設けた。また、事業者がこれからどのぐらい出してくるかについては、今のところ何社あるかは、当局は全て把握しているものではないので、そこは答えることは難しい。

○10番（浅田良弘君）また、施行期日にかかわることであるが、住民としては駆け込みの申請を一番危惧すると思う。実際に駆け込みの申請についての質疑の中では、駆け込みの申請対応については事業者側に理解を求めるとの答弁をされているが、理解を求めるとは何の理解を求めめるのか、もう少し詳細に教えてほしい。

○都市計画課長（長澤一徳君）駆け込み申請の想定は、ある程度そのようなことはあると思っている。実際に条例が公布されるときに、現場対応、窓口対応について、7月1日までに着手していないと、このような条例が適用されると。その前に1万2,000平米以上のものについては、もう断るとのことについては、なかなか厳しい条例になっているので、その説明は、事業者も、これまでいろいろ計画するために期間を長く要しているとのこともあると思うので、そのところを、市の事情などをよく説明しつつ、時間はかかると思うが、きちんと説明の上、納得してもらうことに努めたいと思っている。

○10番（浅田良弘君）ややわかりにくかったが、実際に奥野ダムの周辺にできる太陽光発電設備については、私は地元が鎌田であるので、16日と18日に説明会もするとのことで、いわゆる実績づくりをしようとしている。そのような業者があるにもかかわらず、やはり理解を求め、これも後から質疑しようと思ったが、勧告等、そのような理解をしない業者が実際に出てきてしまった場合、理解を求められるのかどうか一つ懸念、問題点であろうと思う。その点については理解を求められると思うか。

○都市計画課長（長澤一徳君）繰り返しになるが、当然、鎌田の案件についても事業者が当課に相談に来ている。そこについては前々から事前相談の形であったわけではなかった。ただ、相

談があったときには、市としても既に条例を策定する意思を公表していた中であつたので、市の案としては、基本的には大きなものは、今の状況ではなかなか、市民の理解も求められないことを受けた条例づくりをしていたので、そこで条例の制定についてスケジュール的なものも、その事業者にはある程度伝え、継続して理解を求めていたところである。

○10番（浅田良弘君）実際に進行している点を重視してほしい。

また、第15条で「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める」との質疑もあつた。その中で答弁としては、抑制区域を定める4点ほどの内容や土地利用指導要綱での内容及び報告書を提出させるとの規則をつくらうとしているとのことであるが、この条例作成に当たっては、ある程度の規則や指導要綱などは青写真的になくは、なかなかここまでの条例はできにくいと思うから、この抑制区域を定める4点とはどういうものを指すのか。

○庶務課長（小川直克君）抑制区域を定める際の4点の内容という形で、先ほどお答えしたものに關してだと思ふが、それについては、第7条第1項の各号にある、第1号としては、「豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域」、第2号として、「土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域」、第3号として、「本市を象徴する魅力的な景観として良好な状態が保たれている区域」、第4号として、「その他太陽光発電設備設置事業により、周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域」というような形の区域が抑制区域に該当する区域だという考え方のもと、それに該当する区域として規則を、具体的に区域を定めていく形になる。

○5番（犬飼このり君）まず、第3条の定義であるが、地域住民という言葉が出てくる。第5号の「地域住民等」というところで、「地縁による団体その他これに類する団体及び太陽光発電設備設置事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む者で組織する団体」ということで、全て団体に制限されているが、これは、当該事業に従事している個人事業主は含まれないのか。

○庶務課長（小川直克君）こちらの書きぶりとしては、影響が懸念される農林水産業その他の事業を営む者で組織する団体という形になっているが、やはりその辺が影響を受けるような方がいらっしゃれば、当然含んだ形で条例を運用すべきと考えている。

○5番（犬飼このり君）こういった事業に関しては、かなり個人でやられている方も多いので、ぜひここは個人も含んでいただきたいと思う。

同じく「地域住民等」の定義であるが、行政区や分譲地などの自治会も地縁による団体とか、それに類する団体に含まれるか。

○庶務課長（小川直克君）代表的なものとして、地方自治法の地縁団体ということを書かせていただいたが、委員のご質問のとおり、これに類する団体は、例えば行政区であるとか、具体的

に言うとは地元の自治会、地縁団体まで至らないが、自治会として機能している団体を想定している。

○11番（重岡秀子君）少し戻ってしまっていて申しわけないが、先ほどの附則の施行期日であるが、「7月1日から施行する」ということであるが、この内容は、結局、この7月1日までに工事を始めてしまえば抑制区域も関係ないし、1.2haという大きさも関係ない、とにかくここまで工事を始めてしまえば、このような厳しいというか、どういう条例をつくらうか、それは関係ないというか、そこには及ばないということである。そうすると、7月1日という日にちがとても大きな問題になってくるのではないかと思う。

午前中の議論でもあったが、こういう重要な条例を定めるなら、なるべく速やかに施行できるようにというか、効力を持つようにということで、もう少し早く、周知と言っても、先ほども話があったように、もう市に相談に来ている業者はわかっているわけであるし、7月1日までに工事を着工できる事業は限られていると思う。市としてもわかると思うので、その辺の施行日に問題があるのではないかと思うが、いかがか。やはり周知のためにどうしてもこれだけの期間が必要だということであるか。

○都市計画課長（長澤一徳君）繰り返しの答弁になるが、1万2,000㎡を超えるものはお断りするという強い条例になっている。そこについて、やはりなかなか事業者のほうもすぐ方向転換はしにくいというところもあるので、よく考えていただくことも必要かと思っている。そのところで必要な周知期間ということで、3カ月の線を引かせていただいたところである。

○11番（重岡秀子君）やはり私たちとしては、ここはちょっと意図を感じるころであるが、もう一つ、先ほどから、これは、大きなソーラーはもうつくらせない、市長が同意しないということがかなり中心的になっている条例だと思うが、私も一見、2メガワット以上はできないという条例はよいと思ったが、実際に業者側の立場でこれを見ると、2メガぐらいの小さなものが市内に乱立する心配はないのかということと、もう一つ重要なのは、土地利用指導要綱では、ソーラーとソーラーの間を1km離すということがあり、パプコメの時点では、規則の中にそれを書くというふうに、規則の別表2に入れるという公表がされていたが、実際にこの間の本会議では、規則には入れないで指導要綱に戻したような答弁がされたが、その辺についてはいかがか。

○都市計画課長（長澤一徳君）本会議でもご説明させていただいたとおりの考え方は基本的にあるが、その1kmということも、基本的に、土地利用指導要綱には書いてある。今回の条例については、規則において、そういった基準を市長が定めるところに書いていくと考えているが、実際のところについては、土地利用指導要綱と個別基準を守っていただくことが基本的な線かと考えている。

○11番（重岡秀子君）そうすると、市民にパブコメで出したときには別表2で、規則で決めるという、この1kmにかなりこだわった方もいらしたが、それを指導要綱に戻すということは、結局、指導要綱が守られないから、こういう条例をつくらうといったところで、この1kmはとても大事だと思う。確かに既に広い土地を買われたり、広い土地でソーラーをやろうと思っていた方たちは、1.2haのモジュールで周りに少しは残置森林をやっても、1kmも離れたのでは採算が取れない。でも、それを近くにしたら1.2というのを幾つかつくればできると解釈されて、1.2未満のものが近くにできていくということも、指導要綱を無視すればできるのではないかと思うが、その辺についてはいかがか。

○副市長（佐野博之君）私のほうから、先ほどの都市計画課長の答弁について補足する。パブコメのときには、確かに指摘のとおり、別表2のところ、原則として水平距離で1km以上であることということが記載してあった。これについては、パブコメでご意見をいただく中で、ここだけが出ているのはどうなのかという話もあった中で、そこはおっしゃるとおりで、ここはあくまでも土地利用指導要綱の中の1つの重要な基準だと思っているものを、ここだけ抜き出してパブコメで示してしまった。これについては、私どもも、やっぱりここだけ抜き出すのはおかしいということで、結果的には土地利用指導要綱の中にあるということなので、その中で運用していくということは考えている。そういう中で、基本的に私どもの同意の基準の大きな要素として、市長の同意の要素としては、八幡野区におけるメガソーラーの中でも、やはり地域住民への説明が十分でなかったとか、もう一つは、土地利用指導要綱を無視して対応されていたところが大きな課題だと思っているので、当然市長が同意するに当たっては、土地利用指導要綱に沿った形で事業者が対応しているかどうか、住民に対してしっかり説明をいただいているかというところで判断してまいるので、そういう意味で、1kmというのは生きているので、そちらについては補足させていただく。土地利用指導要綱の中で規定はそのままある。土地利用指導要綱に対して事業者が対応してくださるかということは、市長の同意の大きな判断基準だと思っているので、そういうふう考えている。

○11番（重岡秀子君）条例にないものを守らなかったからといって、それが市長の同意するかどうかの基準に、同意することの中身として規則に、その中ということである。先ほどから、大きなものはとめなければいけない、そのためにはよい条例だと、午前中にそういうニュアンスのご意見がたくさんあったが、実際に、全国で工事中に泥が流れたりとか、トラブルを起こしているのは、意外と1ha前後のところがある。私がこの間、一般質問で述べた東御市も1.2haぐらいのところから稼働中に泥が流れて、そして協定を慌てていろいろなことで結んだ。工事もやり直し、事業もとめたということもあるし、この間、私が行った稲梓でも本当にそこは小さい。だから、大きいものでなければ災害の危険がないかという、そういうことでもな

いと思う。

だから、この1kmというのはとても大事なので、やはり途中でどんなに森林を残すかということもあるので、指導要綱に入れて、そして、それを市長が同意の中にそういうことを盛り込んで基準をつくるということであるが、それはやはり今回のように条例にないものまで守らないよという業者にとっては余り意味が……。そこで市長が同意できないというようにできるのかは大変疑問である。そこを貫けるかどうかを、聞きたい。

○庶務課長（小川直克君）先ほど来、副市長、都市計画課長が答弁しているが、いわゆる同意をする際に、規則で定めるもののうち、特にこの条例の趣旨に照らして、市長が支障がないと認めたものについては同意するという規定になっている。あらかじめ規則で定めるものの中に、市長が技術的な基準に適合したものでないと同意しないという旨を1つ定め、その技術的基準というのが、先ほど説明があったが、土地利用指導要綱と同様のものを基準として、この条例の同意の際に運用してまいるといふ形である。

○11番（重岡秀子君）関連するかもしれないので、第11条、同意のところであるが、第3項に、「市長は、第1項の同意には、この条件の目的を達成するために必要な条件を付することができる」という、ここも少し曖昧で、市長の同意の場合に必要な条件を付するというのは、具体的にどのようなものを考えているのか。

○庶務課長（小川直克君）具体的には、同意をする要件としては、規則のほうで、技術的な基準であるとか、今後の検討にもなるが、同意をする具体的な基準は規則のほうで定めるが、それ以外にも、例えば地元と協定を結ぶことを条件とするとか、あとは災害というか、事故が起きた際の適正な対処について条件とするとか、それは申請内容というか、同意を求める内容によって変わってくるかと思うが、そちらに応じた形での条件をつける形になるかと思う。

○5番（犬飼このり君）今の質疑にもあった土地利用指導要綱にのっとって指導していくということであるが、これに従わないから、こういう条例をつくることになったが、今回この条例が制定されたとして、また同じように土地利用指導要綱に従わない業者が出た場合にはどのような対応をしていくのか。

○副市長（若山 克君）この条例の枠組みであるが、1万2,000㎡を超えるモジュール面積のものについては同意をしないという大前提がある。もう一つは、1万2,000㎡以下であっても市長が同意をしないものとするというのが、規則で定めるものを守らない事業者については、市長は同意しない。だから、土地利用指導要綱で定められている基準を事業者が守らないときには、市長は同意をしないということになる。

○5番（犬飼このり君）市長が同意をしないのにやってしまった場合に、何か罰則はないのか。

○副市長（若山 克君）この条例上で罰則はないので、公表ということになるかと思うが、た

だ、F I T法の中で定められた条例を守らないということは、認定取り消しの要件になる可能性が高いものであるから、この条例で同意していないのに事業に着手するということがあれば、やはりF I T法で認定取り消しの可能性が大きくなると考えている。

○5番（犬飼このり君）F I T法にゆだねるのもわかるが、市として対応を考えておくべきだと思うが、どうであるか。

○副市長（若山 克君）具体的に、例えば罰則規定とか、そのような規定のことかと思うが、通常、この手のもので言うと、なかなか罰則規定を、当然市が条例に罰則をつける場合には検察庁との協議が前提に必要な。なかなか検察での協議がうまく調わないということが1つある。それは、先ほど来、午前中も議論になったが、正当な経済活動との整合性が問題になるので、そこで市がかける規制が果たして適当なのかどうかというところで、罰則まで持つていくのはなかなか困難である。

○5番（犬飼このり君）今の答弁の中で公表という言葉もあったが、みんながみんな守る人たちではなくて、みんながみんないい人たちではないと思うが、公表しても構わないと思っている事業者に対しては何の効果もないと思うが、これは本会議の質疑の中でも社会的制裁になるから条例の拘束力になるだろうという答弁をされているが、現在問題になっている伊豆メガソーラーパークに関しては、テレビや新聞でさんざん報道されて、全国区でこれだけ有名になっている。それなのに、やはりまだ懲りずに続けている、まだまだやる。市で反対をこれだけしているのに続けるという事業者がいるが、これを同じように公表と捉えたとしたら、公表するだけで有効な抑止力になるとはとても思えないが、本当にいい条例みたいな感じの根拠は何か。

○副市長（佐野博之君）先ほど来、若山副市長からも答弁したとおりで、やはり法律で禁止されている行為に太陽光設備の設置はないので、それに罰則を設けることは法的になじまないということに尽きると思う。それについては、私どもが2017年6月時点で調べた、全国18市で条例を定めているところがあるが、そちらについても罰則は規定していなかった。そういう理解でいる。

○5番（犬飼このり君）国の法律があるからということであるが、地方公共団体の条例というのは国の法令の範囲内で制定することが前提とは思いますが、環境にかかわる問題である、生命にもかかわる問題である。これに関しては地域によって差があることから、地域に合わせて国の法令を上回る基準を設けることができるとなっているが、この件についての見解はどうか。

○副市長（若山 克君）行政処分の中で許可という行為があるが、例えば、この条例で一定の基準を満たせば許可をするというような規定を仮に設けたとする。その場合は許可しないことができるという裏返しでもあるわけであるが、許可という行政処分自体が行政法上は極めて行政

の裁量権が狭い行為とされているので、逆に言えば法律に事細かな基準が定められているということになる。そういう法律に対して、市が上回る細かな基準をつくっても、つくること自体はできたとしても、無効とされる可能性のほうが大きいと考えている。

○5番（犬飼このり君）では、このような問題が起こるということを市長の同意の条件に組み込んで、例えば今みたいに市民がたくさん声を上げている、それに関して市長が、市長の権限を持って対応していくということは可能性として考えられるか。今みたいに市長が、市民の意思に沿った状態ではなく許可してしまうようなことになるのであれば、それはとても前の項であった同意にはつながっていないと思うが、ここはきちんと守られるのか。

○副市長（若山 克君）繰り返しの説明になるが、第11条第2項において、「市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、この限りでない」ということで、同意をする要件を逆に限定している。住民に対する説明や土地利用指導要綱に沿って規則で定める基準などを守らない事業者の対応があれば、市長は同意をしないというのがこの条例の規定である。

○5番（犬飼このり君）今、同意のところを出た支障がないということであるが、この支障がないというのは具体的にどういうことが考えられるか教えてほしい。

○副市長（若山 克君）繰り返しになるが、まず条例の趣旨に沿い、きちんとあらかじめ住民に説明をしているかどうか、計画の中において土地利用指導要綱で定めているいろいろな技術的な基準を守っているかどうかをクリアしているかどうかの一つの基準になると思う。

○10番（浅田良弘君）29ページの第9条、説明会の実施であるが、先ほど少し述べたが、実際に説明会を実施したという実績で捉えるのか、例えば業者が、一本釣りではないが、家々に説明して実施したと捉えるか、あるいは説明会という大きな場所に、住民の人が少なからうが多かろうが、それを実績として捉えるような規定の文言になっているのか。

○副市長（佐野博之君）説明会については、市長は今届け出に添付する書類として、規則において説明会の報告書を定める予定である。報告書には、説明会の内容のほか、地域住民等の意見、要望、住民等からの意見、要望に対する事業者の回答を記載させて、なおかつ、事業者と地域住民等の代表者が連名で押印するような形で提出をいただくと考えている。内容は、個々の状況にもよると思うが、しっかりと説明されているかどうかは、その書類をもって確認したいと考えている。

○10番（浅田良弘君）了解した。

今、説明会の実施で住民の皆さんの意見書を提出してもらおうということであるが、これは実際に1万2,000㎡以下の事業者も全て含むと理解していいか、それともあくまでも大規模なところであるか。

○都市計画課長（長澤一徳君）今回の条例の適用範囲であるが、土地利用指導要綱が定めている1,000㎡以上のものとあわせて、こちらも適用している。なおかつ、上限として1万2,000㎡を超えるものは同意しないということで、その間の申請が出てくれば、申請書の中に説明会の報告書を求めていくことになる。

○10番（浅田良弘君）ということは、この適用除外の部分で建築物に太陽光発電設置をするということについては、番外ということでもいいのか。

○都市計画課長（長澤一徳君）そのとおりである。

○11番（重岡秀子君）先ほどの市長の同意のところであるが、罰則規定はないというが、午前中の議論の中でも、私が改めて確認したが、やはり国の資源エネルギー庁のID取り消しというのが、事業者にとっては一つの大きな痛手になることだと思う。それを公表というだけではなく、国に報告することができるぐらいの文言を条例に入れれば、プレッシャーになるのではないかということを感じる。その辺は修正しなければならないが、それぐらいのことは必要だということ。

第13条のところに指導、助言及び勧告というところがあるが、ここに書いてあることはかなり悪質な場合である。例えば第10条第1項または第2項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をしたと。それから、同意を得ずに着手した、これも許可がおりていないのにやってしまった。立入調査を拒み、妨げ、市当局の質問に対しても答弁をしないとか、指導に従わないということなので、これらのことがあつたら、これは、最初に指導したり、勧告するが、それでもだめな場合は、国に報告するといったことをはっきり業者にわかるようにしたほうが、そこは条例を定めるすごく大きなことだと思うが、いかがか。

○都市計画課長（長澤一徳君）実際に事業者の行為について、こういった指導、勧告に当たるところについて状況がさまざま発生すると思っている。そういったところの報告については、県を通じて経産省のほうに情報が上がるという形にはなっている。また、状況に応じて、国に我々から直接報告するということになっているが、例えばこの条例の中にそのところも、FIT法にそれが使えるところについての文言については規定していない。

○11番（重岡秀子君）国の法律が甘くて、なかなか規制がかけられないという中で条例をつくるときに、そこはとても大事なところではないかと思う。

もう一つ、適用除外、第8条であるが、10キロワット以上というのは厳し過ぎるというご意見も先ほどあつたが、どうして1,000㎡未満の太陽光発電事業は適用除外になるのかわからない。1,000㎡というのは、これも土地利用指導要綱に絡む数字だと思うが、では、伊東市内でこういうものが何か問題が起きていないかとか、こういうものが誰も知らない間につくられて問題がないのかというところで、ここは適用除外に入れなくても、売電用のソーラ

一を届け出てもらうことによって、そこで指導もできる。ここは厳し過ぎるという、先ほどの青木委員とか皆さんの感覚が私もあったが、市内を見ると、この間、川奈地区では家と家の間に結構なソーラーができていて、しかも稼働していなくて放置されているという訴えがあったが、1,000㎡以下でも柵もない太陽光発電は安全なのかどうか。例えば破損したような場合には感電とか、有害物質が流れるとか、大風が吹いたときに飛んだり、看板もなくて、誰がつくったかわからない。この間行った住宅街のところも、1mも家と離れていないようなところにパネルが並んでいるが、坂道になって、本当は宅地であるが、ミカン畑を少し買い足してやっているの、その前の道路には側溝もなく、斜めになったところが水がどんどん流れるということで近所から苦情が出ているが、行政とかは知らない。売電用のソーラーは、だめというのではなくて、届けをして、指導もして、柵をつくるという決まりも教えて実施するべきではないかと思うが、いかがか。

○都市計画課長（長澤一徳君）比較的小さいものについては、他市の例もあるので、そういったところについてはガイドラインや目安としたものをつくり、それに基づいた市の指導が可能かと思う。当然小さいものについても、FIT法の網がかかるということもあるので、そこについても市が把握したら、そういったところの現場についても報告を国、県に上げていきたいと思っている。

○委員長（佐山 正君）10分間ほど休憩する。

午後 1時59分休憩

午後 2時 9分再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

○2番（鈴木克政君）初めに、第6条について伺う。第6条は市民の責務ということで、この条例に定める手続の実施に市民は協力しなければいけないと書いてある。これを解釈すると、同意がおりたものの実施については市民は協力しなさい、文句を言うなという解釈にもとれるが、市民の責務を定めた理由と、どのような意味をここに持たせているのか教えていただきたい。

○庶務課長（小川直克君）市民の責務についてであるが、市と市民がともに協力し合いながら、このような大きな問題に取り組むという観点から規定したのが一つ。もう一つは、条例にもあるように、基本理念にのっとりという形で規定している。第2条に基本理念の定めがあり、最終的には、今、伊東市が持っているすばらしい環境を将来にわたって享受できるような活動を、市民の協力も得ながらつくっていかうという意味合いである。

○2番（鈴木克政君）この条例自体は太陽光発電設備設置に関する条例である。その中で、確か

に理念はあるにせよ、市民に責務を課すというのがどうも腑に落ちない。先ほども話をしたが、「市の施策及びこの条例に定める手続の実施」、これを実施するということは、要は同意をするかしないかという部分にかかっている。その大部分は、届け出に同意をするかしないかというところになるわけで、この条文を見た限り、同意をしたときにはそれに協力しなさいとしか私にはとれないが、その辺はどうか。

○庶務課長（小川直克君）同意の後について、市民の協力を積極的に求めるかという質疑かと思うが、想定しているところは、例えば同意を得る際に、説明会への参加や、そのほか市が事業を条例に基づきやっていく部分について、さまざまなお願いが生じると思うので、そのような部分で協力していただきたいという形になっている。

○2番（鈴木克政君）説明会の実施に協力してもらうのが市民の責務だと、条例にわざわざうたわなくてもいいような気もするが、第6条の頭書きで市民の責務ということまでうたっているわけで、もう少しこの条文が持つ意義はないのか。ただ説明会に参加することが協力として、努めなければならない、その程度のことであれば、市民の責務を条例の中に入れることはないという気がする。この条文の中に強い意味、意思はあるのか、ないのか。ただそれだけのことであるか、どうか。

○庶務課長（小川直克君）それ以上の意味があるかという質疑であるが、一般的に、市の責務や市民の責務、また、事業者の責務は、この手の条例では総則的な規定に規定されている。例えば景観条例であると、第4条に市民等の責務があり、環境基本条例にも、市の責務のほかに、第5条に市民の責務を設ける形で、条例の施行に関しては市民の協力が不可欠であるので、お願いをしたいということである。

○2番（鈴木克政君）景観条例などこの設置条例は、条例の意味合いが違う。景観条例などは、それこそ市民一人一人が伊東市の美しい景観を守る責務を担うのは当たり前だと思うが、本設置条例の中でこれを市民に求めることと、ほかの景観条例などは少し違うと思う。意見として申し述べる。

次の抑制区域であるが、第1号から第4号まで抑制区域がある。パブコメの中で、規則になる部分の別表1にいろいろな区域が記載されている。他市はそういったものを条例の中に入れてあるが、本条例案では、個々の部分はない。これを条例の中に入れなかった理由は何かあるか。

○庶務課長（小川直克君）実際、抑制がかかる区域があるが、運用する際に、具体的になる必要がある。例えば具体的にする方法として、規則を定めて、各計画区域を抑制区域として指定する予定であるが、それとは別に、地番や字で指定する方法も考えられる。例えば景観基本計画の景観計画区域という形で条例で規定した際に、景観計画区域自体は、その変更をほかの手続

です。今では全域になっているが、その手続によって変更の可能性もあることから、可及的速やかに対応できる形という、区域に関しては、規則で具体的に定めたほうが条例の効果が高いと考えて、規則とすることになった。

○2番（鈴木克政君）今、景観計画区域を入れれば、全域が抑制区域である。伊東市全域が抑制区域であるという一言で済む気もする。あえて個々の条例を引き合いに出さなくても、伊東市全域が抑制区域であるとすれば済むことだと思うが、その辺はどうか。

○庶務課長（小川直克君）区域の設定に関しては、この条例自体が、最終的には特に大きな太陽光発電に市長は同意しない旨の規定がある。また、条例の目的にもあるとおり、いろいろな景観等と調和を図ることが目的になっている。その中で、一律に全域とすることについては、正当な理由がないと、決め方において正当性が問われかねない事態も想定されるので、条例の第7条で、調和を図るべき区域とはどのような区域かを第1項第1号から第4号まで挙げて、この価値観に合致しているところを抑制区域として改めて市長が指定する形で運用したい。

○2番（鈴木克政君）第7条第2項で「市長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更することができる。」となっている。午前中の審議の中でも、市長がかわって、変更するようなことがあっていいのかという話が出された。第1項の話の中で現在は全域が指定される中で、変更するということは、要は、追加ではなくて除外することになる。除外するときには、市長と書いてあるので、当局が市長に上申することもあるだろうが、除外する規定をあえてここでうたう必要はない、うたうべきではないと思うが、どうか。

○庶務課長（小川直克君）除外するような規定をわざわざ入れる必要はないのではないかという質疑だと思うが、先ほどの質疑で答えた中で、例えば抑制区域自体が減る可能性はないと考えている。指定区域が増の方向だけでいけば、当然、抑制区域自体は広がるが、指定区域が減の方向に判断があったときに、今まで抑制区域であったところが抜けていく可能性も十分想定されると考える。そのときに、抜けた区域が第7条の各号に係る、依然として価値観を持った区域であるならば、市長が規則で変更して、そのような区域についても抑制区域とする形もとれりと規定している。

○2番（鈴木克政君）あくまでも、どのような状況にあっても全市域を指定していくためにこの項目を必要としているという判断か。伊東市としては、全市域を今後とも抑制区域の中に入れていくという気持ちの中で、この条項が入っているという理解でいいか。

○副市長（佐野博之君）そのとおりである。

○2番（鈴木克政君）先ほども言ったが、そうであれば全域を指定するのが実際にはわかりやすいというのが私の気持ちである。

それから、公表にも、動じないような事業者には最終的には国へ報告するとのことである。

こういう条例は、抑止力のあるものにしていく必要がある。国への報告をここで明文化することは大変必要ではないかと思う。例えば公表の第14条は、公表と報告のような形にして、報告することを明文化することによって、今まで答弁されたことがより事業者にもはっきり伝わるのではないか。ここでの答弁が事業者に伝わるかという、全然伝わらないので、条文に入れていくということが大切だと思うが、この辺の考えはどうか。

○都市計画課長（長澤一徳君）委員がおっしゃる意味もよくわかる。実際に公表の中で国に報告することについては、条文には書いていないが、そこについては随時対応で、当然、事業者はFIT法を熟知していると考えている。我々もこういった条例を運用する際に、事業者にかあった場合には逐次国、県に報告することは、事業者にもきちんと伝えたい。

○2番（鈴木克政君）事業者は熟知しているという話である。知っているかもしれないが、知っていても、市の指導要綱などに協力しないと、いろいろとある。公表しても何も効果がないという事業者もいる。例えば指導要綱で工事保証人を求めている。入札資格を出している業者は工事保証人を立てるわけで、そこで公表などの制裁を受けるような違反行為をさせにくくしている。ここにはそういったものがない。いろいろな業者がいて、全てFIT法を守ってやっている業者だけではない。一般的に、国内の業者や市内の業者、信用を大切にする業者であれば、公表なども効果があるが、決してそれだけではない。その辺に対応するような条例をつくっていかなければいけないと思っているが、そこがこの条例は劣るところがある。

以前、建築基準法で、耐震設計をするときに係数をごまかして、大変問題になった。建築基準法は性善説でできている。要は、悪いことをすることを前提にしていない。係数などは当たり前のように守られるということできているが、実際には問題が出てきている。公表することをペナルティーだと思っている人ばかりではないので、罰則等を設けることができないのであれば、抑止的な部分の条文も必要ではないか考える。そこで、報告を条文にしたらどうだと言っている。条文全体の中で、性善説的な緩さというか、余りにも業者を信用し過ぎている条例のつくり方になっているのではないかと思っているが、それについてはどのような感想を持つか。

○副市長（佐野博之君）この条文については、先ほど来から答弁しているとおり、当然、この条例は大規模な太陽光発電施設を抑制するという意図であるので、事業者側に何らかの法令違反等があれば、当然私どもは国や県などのしかるべきところに報告すべきという理解でいるので、あえてこちらには入れなかった。

委員ご指摘のとおり、確かに事業者に対してのアナウンス効果という点はあると思うが、私どもの考えとしては、基本的には、こういうことがあれば、当然、国と所管官庁に伝えるという意図でこういう形にしたので、ご理解いただければと思う。

- 10番（浅田良弘君）送電をする際にはパワーコンディショナーを使って電力をつくり出す
が、かなり振動や騒音が出ると聞いている。規模によっても違うと思うが、そのことによって
隣接地とのトラブル等、細かな点が出てくる可能性もあると思う。その点は条例には記載され
ていないが、考え方を聞きたい。
- 都市計画課長（長澤一徳君）ご近所トラブル等についての対応だと思うが、それについては、
特にこの条例の中には具体的に規定はないが、同意する際にそういったところを、基本的には
地元の方の意見が出てくることを加味しながら、その中でそういった意見が出れば同意する中
で条件を付すことができるので、そこでも何かしら手当てができると思っている。また、別に
申請、届け出をしてもらうときに、事業者から確約書のような様式をつくってそれを求めるこ
とも考えているので、近所に迷惑かけないという対応についても、そういったところに書かれ
ればいいのではないかと考えている。
- 10番（浅田良弘君）それは規則等で具体的に記載するということか。それとも、口頭でその
辺の対応をするということか。
- 環境課長（池谷伸弘君）環境課の関係となるが、実際、土地利用指導要綱の中で、今言ったパ
ワーコンディショナー等の騒音も含めた審査をする。事業者からは、そのような規格的なもの
の仕様のなものを出してもらって審査し、例えば振動があるとか、大きな騒音があるものについ
ては、できるだけそのようなことが少ないものにしてもらうという判断で指導する。
- 10番（浅田良弘君）指導と言うが、基準は設けてあるのか。
- 環境課長（池谷伸弘君）もちろん太陽光パネルの送電に必要な、いわゆる蓄電などしたものを
パワーコンディショナーで受けてという形になるので、ある程度そのような基準はあるが、特
に指導要綱の中でとか、そういうことで基準を設けているということはない。
- 10番（浅田良弘君）この条例の中に規則とかそういうことで記載するのか、あるいは先ほど
課長が言うように口頭の指導だけでおさめてしまうのかについて聞いている。
- 環境課長（池谷伸弘君）もちろん指導の中で騒音とか振動がある規格のものについては、例え
ばその中で小分けにして、パワーコンディショナーを分散して、低周のものを使っていただ
くとか、いろいろ指導はできると思う。土地利用の中でそういうことは指導していくよう考
えている。
- 6番（稲葉正仁君）いろいろ皆さんのやりとりを聞いているが、今我々は伊東市美しい景観等
と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例を検討しているが、副市長のほうからもそう
ではないよと言ってほしいが、太陽光のことについて今やっていると言ったが、「伊東市の美
しい景観等」も入っているのであるから、先ほども鈴木克政委員から「市民の責務」を削除し
たほうがいいではないかという意見も述べられたが、「市民の責務」は第2条の基本理念にの

とってやっている、ソーラーをつくるにおいても美しく、だからみんなも協力してくれよと、ソーラーばかりではないよと。植栽をしたりして、美しくすばらしい場所につくり変えるのだと。雑木ばかりではしようがないではないかといったときに、市民が反対したら、雑木を切ってもだめだと、美しいものをやるのだと。だから、「市民の責務」というところは置いておきながら、太陽光の設置に関してのものと強調したけれども、「伊東市美しい景観等」と入っている。それも含めた、景観条例からいろいろ含めたものになっているのだから、市民の責務、美しい伊東をつくるのだということも入れていかななくてはならないと思うが、その点はどう考えているか。

○委員長（佐山 正君）暫時休憩する。

午後 2時39分休憩

午後 2時40分再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

○副市長（若山 克君）質疑の趣旨に沿うかわからないが、本条例については、第1条の目的において、「この条例は、本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図る」ということであるので、先ほどの鈴木委員の質疑については、庶務課長が答えたとおり、総則的な規定として市、事業者、市民それぞれの責務を定めているということである。当然、美しい環境を守ることと、太陽光発電設備設置事業との調和というのが本条例の目的であると考えている。

○7番（稲葉富士憲君）先ほど第11条の同意のところ、許可制にすると細かな条件を定めて、この細かな条件を満たせば許可せざるを得ないということをやられていた。許可制にすると、裁量というか、市の裁量権の及ぶ範囲が狭くなると言われていたと思うが、それゆえに市長の同意を要件としたと理解していいか。

○副市長（若山 克君）行政処分としての許可については、行政側の裁量が本当に狭い。そういう意味では、個別法の中に許可要件が事細かに定められている場合が多いので、それと競合しないように同意という制度を設けたものである。

○7番（稲葉富士憲君）ということは、市の裁量権を生かすために同意制にしたと理解していいか。

○副市長（若山 克君）基本的に太陽光のモジュールの面積1万2,000㎡を超えるものについては同意をしないとなっているので、そこは市長の裁量というか、条例の定めに従って同意をしないと定めているところである。

○7番（稲葉富士憲君）そこを踏まえて、第11条のところ、適用除外を除いて全ての太陽光

発電設備、抑制区域にかからないところについても市長の同意が必要であるということになっていると思う。その下にも、同意はしないけれども例外があるという規定になっているが、この同意については、何らかの基準等を設ける予定はあるのか。

○庶務課長（小川直克君）一応、同意に際しては技術的な基準を設け、土地利用指導要綱と同様の形の基準を満たしたものを同意の基準とさせていただくということである。

○5番（犬飼このり君）第4条の市の責務であるが、「市は、第2条に定める基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない」とあるが、第1条に挙げられている条例の目的を達成することが行政の責務ではないかと思うがどうか。

○庶務課長（小川直克君）ご指摘のとおりだと思うが、具体的に言うと、この条例を施行するに当たり、この条例の目的が達成できるような形で、例えば手引をつくるとか、ガイドラインを作成する、また公表の仕方についても有効な公表の手段となるような施策を検討し実行していくという形のことを絶えずやっていきなさいという形の責務と理解している。

○5番（犬飼このり君）基本理念は目的に含んでいけばいいかと思う。責務というのを置きたかったのかと個人的に思ってしまう。先ほども出た第6条の市民の責務であるが、稲葉正仁委員も言われたとおり、景観を守るための条例であるということから、ただし、景観を守るためにメガソーラー建設反対運動が今行われている。この反対運動、市民活動を制限することになっては憲法違反につながるのではないかと思うが、この辺はどういう見解か。

○委員長（佐山 正君）暫時休憩する。

午後 2時45分休憩

午後 2時46分再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

○庶務課長（小川直克君）条例を作成する際に条例の制定権の検討をして、1つとしては、憲法に定めるもろもろの人権を侵すことがないか、もう一つとしては、既存の法律の枠内で規制なり抑制なりがされているかどうかということを検討している。

ご指摘のように、市民の責務ということで、この条例に関して協力してほしいという思いから、その辺を「協力するように努めなければならない」という形で置いているが、これはあくまでもこの条例の施行内での話であり、一般的に保障されている人権であるとか、もろもろの法律内で保護されている権利とは衝突しない形での運用を想定している。

もう一つは、市の責務、事業者の責務、市民の責務とあるが、市の責務については、しなければならないという形のいわゆる強行規定になっているが、市民の責務については努めなけれ

ばならないということで、責務としては努力義務規定となるので、規定としては従っていただきたくので協力いただきたいというニュアンスが強いと思っている。

- 5番（犬飼このり君）人によってすごく読み取りの感覚が変わってきてしまうところがあるので、わかりやすくしたほうがいいのではないかと。やはり今反対運動をしている側としては、どうしても条例にひっかかるのではないかと感じられるのが現状である。ここは理解いただければと思うので、願います。

第8条の適用除外について、300坪、1,000㎡未満というのはかなりの広さのものになっている。そして、第2号の50キロワット未満は、今の新しいFIT法に関しては、分割案件は認められていないが、今既にIDをとっているところの中では、50キロワット以下のものが同じ業者によって同じ地番で幾つもとられているところがある。こういうものに対して適用除外となってしまうのではないかと懸念があるが、その辺はどうか。

- 都市計画課長（長澤一徳君）ご指摘の分割案件であるが、これについては適用除外のところにも50キロワット未満というのは確かに書いてあるが、最初のほうの定義の第3条第4号、事業区域のところ、実際には分割して出していて、それがはたから見ると一体的に見られるような分割の仕方については、一体的に利用しているというところで、一つの事業区域として取り扱っていきたいと考えている。

- 5番（犬飼このり君）今の市の見解としては、そういうところも問題であると考えているということである。

先ほどから出ているモジュール1万2,000㎡に関して、原則1万2,000㎡を超えるものは認めない、原則では同意しないということであるが、原則には例外があると思うがその辺はどうか。例外は想定しているのか。例外が発生し得ると読み取れてしまう。

- 都市計画課長（長澤一徳君）1万2,000㎡の数字の取り扱いかと思うが、ここについては、基本的には1万2,000㎡を超えるものについては基本、市長は同意しないということである。

- 5番（犬飼このり君）原則とか一応と言われると市民は不安しか残らないので、ここは明確にいただければと思うがどうか。

- 庶務課長（小川直克君）第11条第2項の本文で、原則として抑制区域内では同意しないというところの、原則という文言、では例外は何かという質疑であるが、ただし書きで、ただし1万2,000㎡未満のものについては同意する可能性も残すという意味で、原則とした。

- 11番（重岡秀子君）今出た騒音対策とか、この条例でいくと1,000㎡以上のものになるのであるから、例えば、途中の管理や最終的な片づけ、パネルの撤去とかというのも、どこかに規定しておかなければいけないのではないかと。土地利用指導要綱の太陽光の項目にそういう

ものもあつたかと思うが、その辺のことはどのようになっているか。本当は、この届け出の中に騒音対策はどうするかとか、最後の片づけはどうするかということを入れた上で同意みたいにしたほうが良いと思うが、それも指導要綱の中でということか。

○副市長（佐野博之君）発電中や発電後における管理等についての話かと思う。基本的には、全市域の93.9%が宅地造成等規制法の規制区域に入っているので、ほとんどが同法の手続が必要になる。宅造法の第16条において、規制区域内の宅地の所有者、管理者、占有者は、崖崩れ等の災害が生じないように、常時安全な状態に維持するよう努めなければならない、この義務を十分果たさず危険な状態になっている宅地については適正な防災措置をとることを勧告または命令することができるということが規定されているので、法律にのっとった指導等が施設についてはできる。

それから、さらに改正FIT法により、発電設備の維持管理に関しても適正な経過が求められることとなっている。さらに、条例の施行規則において、届け出時に添付する書類として、事業者に確約書を提出してもらうことを考えている。

発電中の設備の適正な管理や、発電中止、発電終了時での事業者の負担と責任における設備の撤去を確約させることを内容としている。このほか必要に応じて、八幡野地区におけるメガソーラーについて市長が発言をしているとおり、事業者に適正な設備の管理、撤去の履行を担保させる協定書の締結などもあわせて行うことで、この辺は適切に行うよう指導していく。

○11番（重岡秀子君）それはどこかに明記されるのか。規則か。

○副市長（佐野博之君）規則の中において、事業者に確約書を提出させる、その様式も定めようと考えている。

○11番（重岡秀子君）了解した。かなり規則委任が多いので、パブコメのときには抑制区域も変更したときには議会に報告するなどの答えもあつたので、そういうことも担保してほしい。意見である。

○委員長（佐山 正君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐山 正君）質疑なしと認める。

これをもって市議第38号の質疑を終結する。

○委員長（佐山 正君）以上で日程全部を終了した。

これにて連合審査会を閉会する。

○閉会日時 平成30年3月8日（木）午後2時56分（会議時間 3時間23分）

以上の記録を認める。

平成30年3月8日

委員長 佐山 正